

## 70～74歳の方の窓口負担は、 H22年4月以降も1割のままです。

70～74歳の方の窓口負担については、H20.4からH22.3まで1割に据え置かれていましたが、引き続きH22.4からH23.3までの1年間、1割になります。

すでに窓口負担が3割の方は、従来どおりです。

保険医療機関等から診察を受けようとするときには、被保険者証とともに、必ずH22.4.1から有効になります『健康保険 高齡受給者証』を窓口で渡してください。

有効期間が満了しております『健康保険 高齡受給者証』は、すみやかに事業主へご返却をお願いいたします。